

平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率

財政健全化判断比率

区 分	対象となる会計	判断の基準		諏訪市の比率	説 明
		早期健全化基準	財政再生基準		
実質赤字比率	一般会計等	諏訪市は13.09% (財政規模に応じて 11.25%から15%)	20%	黒字 (△6.98%)	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
連結実質赤字比率	全ての会計	諏訪市は18.09% (財政規模に応じて 16.25%から20%)	30%	黒字 (△41.95%)	$\frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
実質公債費比率	全ての会計・ 一部事務組合等	25%	35%	4.1%	$\frac{\text{実質元利償還金負担額}}{\text{標準財政規模等}}$
将来負担比率	全ての会計・ 一部事務組合等・ 土地開発公社	350%	—	89.9%	$\frac{\text{将来負担すべき実質的な負担額}}{\text{標準財政規模等}}$

公営企業資金不足比率

区 分	経営健全化基準	諏訪市の比率	説 明
霧ヶ峰リフト事業	会計ごとに20%	黒字(0.0%)	$\frac{\text{実質的な赤字額}}{\text{料金収入など主たる営業活動から生じる収益等}}$
公設地方卸売市場事業		黒字(△24.1%)	
水道事業		黒字(△142.3%)	
温泉事業		黒字(△499.1%)	
下水道事業		黒字(△74.4%)	

健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の算定

(単位:千円・%)

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率(会計の範囲:一般会計・奨学資金特別会計)

$$\frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模(うち臨時財政対策債発行可能額)}} \times 100 = \frac{\Delta 815,678}{11,679,199 (928,693)} \times 100 = \Delta 6.98$$

(黒字決算であるのでマイナス(△)表示としている)
(小数点第三位以下切り捨て)

○実質赤字額:歳入総額を上回って支出した額

○標準財政規模:市税、県税交付金、普通交付税など経常的に見込まれる一般財源の総額。自治体の規模を表す指標

○臨時財政対策債発行可能額:地方財政の財源不足を補う臨時財政対策債について、国が自治体ごとに認めた発行可能額

(2) 連結実質赤字比率(会計の範囲:全会計)

$$\frac{\text{公営企業会計を含む全会計の赤字額}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)}} \times 100 = \frac{\Delta 4,900,147}{11,679,199 (928,693)} \times 100 = \Delta 41.95 \quad (\text{黒字決算であるのでマイナス}(\Delta)\text{表示としている})$$

(小数点第三位以下切り捨て)

分類	区分	歳入	歳出	繰越財源	収支(赤字は△表示)
一般会計等	一般会計	20,310,670	19,268,348	226,756	815,566
	奨学資金	7,499	7,387	0	112
公営企業会計を除く特別会計	国民健康保険	5,274,859	5,173,567	0	101,292
	後期高齢者医療	719,559	682,667	0	36,892
	駐車場事業	19,139	19,139	0	0
公営企業会計	霧ヶ峰リフト事業	57,440	57,440	0	0
	公設地方卸売市場事業	51,520	44,195	0	7,325
	区分	流動資産	流動負債	—	資金不足・剰余額
	水道事業	1,516,842	333,420	0	1,183,422
	温泉事業	1,885,685	70,249	0	1,815,436
	下水道事業	1,308,248	368,146	0	940,102
計					4,900,147

(3) 実質公債費比率(会計の範囲:全会計・一部事務組合等)

元利償還金に充てた一般財源 + 準元利償還金に充てた一般財源 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額

の3か年平均

標準財政規模(うち臨時財政対策債発行額) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額

(28年度単年度数値)

$$= \frac{1,538,197 + 844,755 - 1,950,990}{11,434,201 (831,598) - 1,950,990} = 4.55502$$

(29年度単年度数値)

$$= \frac{1,488,145 + 811,423 - 1,931,813}{11,484,844 (906,198) - 1,931,813} = 3.84962$$

(30年度単年度数値)

$$= \frac{1,504,947 + 815,181 - 1,933,562}{11,679,199 (928,693) - 1,933,562} = 3.96655$$

3 か年平均 = **4.1**

(小数点第二位以下切り捨て)

○元利償還金	一般会計等で過去に借り入れた起債(市債)の当該年度における元金及び利子の返済額
○準元利償還金	当該年度において一般会計等が公営企業や一部事務組合等に対して繰出し、あるいは負担した額のうち、公営企業や一部事務組合の起債の元利償還金に充てられた額、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの、及び一時借入金利子
○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額	普通交付税の基準財政需要額に算入された元利償還金や準元利償還金の額

(4) 将来負担比率(会計の範囲:全会計・一部事務組合等・土地開発公社)

将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額(うち都市計画税)＋元金償還金・準元金償還金に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模(うち臨時財政対策債発行可能額)－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

$$= \frac{36,337,552 - (4,338,806 + 2,384,518 (2,384,518) + 20,843,369)}{11,679,199 (928,693) - 1,933,562} = 89.9$$

(小数点第二位以下切り捨て)

○将来負担額の内訳	本年度	前年度	差額
・一般会計等の地方債現在高	19,546,488	19,770,725	△ 224,237
・債務負担行為に基づく支出予定額	2,048,560	2,245,745	△ 197,185
・一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等の負担見込額	5,177,085	5,570,974	△ 393,889
・一部事務組合等の地方債の元金償還金に充てる一般会計等の負担見込額	2,646,975	2,688,343	△ 41,368
・退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)	2,984,683	3,117,954	△ 133,271
・設立法人等の負債の額等のうち、一般会計等の負担見込額(土地開発公社分)	3,933,761	4,131,362	△ 197,601
・連結実質赤字額	0	0	0
・組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0	0	0
計	36,337,552	37,525,103	△ 1,187,551

○充当可能基金額	財政調整基金や減債基金など、将来の財政負担を補填することが可能な基金の額
○特定財源見込額	元金償還金や準元金償還金に充てることのできる特定財源の収入見込額
○元金償還金・準元金償還金に係る基準財政需要額算入見込額	元金償還金・準元金償還金のうち、将来、普通交付税の基準財政需要額に算入される見込みの額

2 公営企業資金不足比率

一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業ごとに算定した額

料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

(小数点第二位以下切り捨て)

(各会計とも黒字決算であるので、マイナス(△)表示としている)

区 分	実質赤字に相当する額	料金収入などの収益等	資金不足比率
霧ヶ峰リフト事業	0	11,636	0.0
公設地方卸売市場事業	△ 7,325	30,336	△ 24.1
水道事業	△ 1,183,422	831,462	△ 142.3
温泉事業	△ 1,815,436	363,697	△ 499.1
下水道事業	△ 940,102	1,263,527	△ 74.4